# 研究費取扱要項

2022 年度 (令和 4 年度) 版

1.	はじ	めに	<u> </u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2.	和光 使用							-		究 •	費 •	の・	•	•	•	•	2
3.	和光する					る・	公 ·	正 •	研 •	究 •	に・	関•	•	•	•	•	3
4.	和光	大学	经公	的	研	究	費	不	正	防	止	計	画	•	•	•	5
5.	研究	費の	)種	類	お	ょ	び	担	当	窓	口	•	•	•	•	•	9
6.	研究	費の	使	用	に	関	す	る	共	通	事	項	•	•	•	1	3
7.	研究	費の	)費	目	別	使	途	範	囲	•	•	•	•	•	•	1	6
8.	Q&	:A •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	2	8

# 1. はじめに

和光大学では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日)(令和3年2月1日改正)の趣旨に基づき、公的研究費の厳正かつ適正な管理運営および研究活動における不正行為の事前防止や特定不正行為への対応を図るため、責任体制・規程・窓口を定めました。

研究費には外部資金を利用した科学研究費等と、学内資金を利用した個人研究費や各社会連携研究プロジェクト費等があり、それぞれ税金および学生納付金・補助金が原資となっています。

いずれの研究費も「研究」を対象に交付・支給されており、公共性が 非常に高く、また通常の経費と比較して使用範囲が多岐に渡るため、使 用に際してはそれぞれのルールに則った適正な支出を心がける必要が あります。

先生方におかれましては本要項をよくご確認の上、研究費の適正使用 にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

本要項はホームページにも掲載しています。

≪公的研究費の管理・運営ガイドライン≫

https://www.wako.ac.jp/cooperation/research-activities/public-research-fund-guideline.html

※ 大学TOP > 研究活動・地域連携 > 研究活動 > 公的研究費の 管理運営について > 2022年度和光大学研究費取扱要項

### 2. 和光大学における公的研究費の使用に関する行動規範

(平成26年4月1日制定、令和3年9月3日施行)

和光大学における公的研究費の使用に関する行動規範

この行動規範は、公的研究費(注)を使用する上での本学の教職員としての取組の指針を明らかにするものである。

- 1. 教職員は、公的研究費の使用に当たっては、当該費用の配分機関が定める各種規則及び本学が定める規程等の使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守するとともに、常に説明責任を果たすものとして行動する。
- 2. 教職員は、公的研究費の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、研究者においては適正かつ計画的・効率的な使用に努め、実態のない経費の使用・目的外使用・期間外使用等不正な使用は行わない。事務職員においては機関管理の主体的な役割を担うものとする。
- 3. 研究者は、個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費が公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則を自覚して行動する。
- 4. 事務職員は、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動する。
- 5. 教職員は、公的研究費の不適切な使用が当事者のみの問題にとどまらず、本学におけるすべての教育研究に対する深刻な影響、更には研究費の使用そのものに対する国民の不信等を招く重大な事態であることを十分に自覚し、別に定める公的研究費の使用に関する不正防止計画をふまえて行動する。
- 6. この行動規範の改廃は、学長室会議の議を経て、学長が行う。
- (注) ここでいう「公的研究費」には、「研究機関における公的研究費の管理・ 監査のガイドライン(実施基準)(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定)」 で示されている国や独立行政法人(他府省を含む)から交付される研究費また それに付随する間接経費の他、私立大学における私学助成金などのうち、研究 活動に使用した資金(学内研究費)も全て含む。

#### 付則

- 1. この行動規範は、平成26年4月1日に制定した「和光大学における公的研究費の使用に関する行動規範」を基に規程化したものである。
- 2. この行動規範は、2021年9月3日から施行する。

# 3. 和光大学における公正研究に関する行動規範

(平成30年4月1日学長決定、令和3年9月3日施行)

和光大学における公正研究に関する行動規範

#### 1. 趣旨

この行動規範は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)に基づき、研究者自身の規律や科学コミュニティの自律を基本としながらも、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起こりにくい環境をつくる必要があることから、組織の管理責任の明確化と研究者等の責務および不正を事前に防止する取組に関する事項を定めたものである。

#### 2. 組織の管理責任の明確化

- (1) 本学における公正な研究・創作の促進及び研究・創作上の不正行為(以下「不正行為」という。)の防止を図るため、「公正研究・創作責任者」(以下「責任者」という。)を置く。
- (2) 本学に「和光大学公正研究・創作に関する委員会」(以下「委員会」という。) を設置し、本学における公正な研究・創作の推進、研究倫理教育の実施、研究・創作上の不正行為に関する問題への対応等に当たる。

#### 3. 研究者等の責務

和光大学において研究を行うすべての者(以下「研究者」という。)は、研究・ 創作において、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著し く怠ったことによる捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないことはもと より、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 不正行為に加担してはいけないこと。
- (2) 第三者に対して不正行為をさせてはならないこと。
- (3) 不正行為が行われようとしていることを知ったときにそれを防止するよう 努めること。
- (4) 研究者は、研究活動の透明性を確保するため、研究者コミュニティ、特に自らの専門分野における研究者相互の評価に積極的に研究結果を提示し、その精査を受けなければならない。
- (5) 研究者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を 他の機関での受講を含め、定期的に受講するなどし、研究倫理に係る意識 の向上に努めなければならない。
- (6) 研究者は、学生や若手研究者に対し研究活動の本質を理解させ、研究活動と 社会との関係を適正に保つための研究倫理教育と啓発を継続的に行わなけ ればならない。
- (7) 研究者は、実験・観察ノート等の研究データを適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、責任者、委員会の求めに応じ、これを開示しなければならない。

- 4. 不正を防止する取組
- (1) 責任者は、公正な研究・創作を促進するため、所属する研究者、研究支援人材など広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施する。
- (2) 責任者は、学生の研究倫理に関する規範意識を徹底していくため、教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、学生に対する研究倫理教育を実施する。

#### 5. 改廃

この行動規範の改廃は、学長室会議の議を経て、学長が行う。

#### 付 則

- 1. この行動規範は、平成30年4月1日学長決定「和光大学における公正研究に関する行動規範」を基に規程化したものである。
- 2. この行動規範は、2021年9月3日から施行する。

# 4. 和光大学公的研究費不正防止計画

平成 26 年 4 月 1 日制定 平成 28 年 2 月 10 日改定

和光大学において公的研究費の不正使用を防止するため、次のとおり、不正防止計画 を策定する。

#### 1. 機関内の責任体系の明確化

不正発生要因	要因の補足	不正防止計画
運営・管理に関する 責任体制が不明確	<ul><li>・補助金は研究者に配分され、組織としての責任体系が曖昧である。</li><li>・権限の範囲が曖昧だと責任者が適切なリーダーシップを発揮できない。</li></ul>	・責任体系を明確にしている既存の規程を 要約し、ホームページ上で公開する。
使用ルールが遵守 されない。	・使用ルールと運用が乖離する。	・科研費の使用に関し説明会を開催し、ルールについて周知徹底を行うこととし、 毎年1回実施している。

#### 2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正発生要因	要因の補足	不正防止計画
補助金が、公的資金であるという意識が 希薄である。	・補助金に対して、研究者には自分で獲得した自分のもの、事務職員には機関管理として事務手続きを単に行うだけ、という意識がある。 ・学内研究費も公的研究費であるとの認識が薄い。 ・告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する認識不足	・使用に関わる説明会を開催し、周知徹底を行うこととし、毎年1回実施している。また、教育の一環としてe-ラーニングも活用している。 ・教職員の公的研究費行動規範を定め、ホームページ上で公開する。 ・告発を受け付けた場合の体制を周知する。※1 ・競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、誓約書を求める。また、取引額50万円以上の取引業者にも誓約書を求める。

#### 3. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	要因の補足	不正防止計画
年度末に予算執行が集中する。	・年度末に予算執行が集中 し、研究計画通りの研究費 の使用ができない。	<ul><li>・予算執行状況を常に把握できる体制は 構築してあるので、必要な場合にはその 都度、指導を行うこととしている。</li><li>・年2回不正防止計画推進部署に予算執行 状況を報告する。</li></ul>

不正発生要因	要因の補足	不正防止計画
研究費執行上、不正 を発生させる要因を 把握する努力が不 足。 把握してもそれを防 ぐ計画を策定しない。	・不正は「常に発生しうる」 というスタンスで、機関 のルールなどを検証し、 それにより把握した発生 要因を防ぐ計画を立て実 行する。	・公的研究費の管理運営・監査委員会により権限委譲された不正防止計画推進部署において、不正発生要因について検討を行う。
研究者と業者の癒着	・「研究者と業者の癒着」に至 らないように、研究者への注 意喚起だけでなく、特に業者 に対する牽制が必要。	<ul><li>・定期的に発注業者の偏りがないかをチェックする。</li><li>・必要に応じて研究者及び業者へのヒアリングを行う。</li><li>・不正な取引に関与した場合の研究者及び業者への処分方針の決定と通知を行う。</li></ul>
[旅費] 出張終了後に手続き が行われる。	・目的との整合性や、他の業 務との重複が確認できな い。	・出張手続きは、必ず事前に行わせることと し、所属長を通じて注意喚起している。
[旅費] カラ出張が行われる。	・出張事実の確認不足により、 出張旅費の水増しや架空請 求のおそれがある。	<ul><li>・出張報告書、航空券の半券、特急券の領収書、研究会の開催記録、学会の参加証明となるものの提出を求めることとし、既に実施済である。</li><li>・今後出張報告書の提出を義務付けるかを検討する。</li></ul>
[謝金] 非常勤雇用者、アル バイトのカラ雇用が 発生する。	・管理が書類上でしか行われ ておらず、研究者以外の実 施確認が行われていないの で、カラ雇用が発生するお それがある。	・出勤簿には勤務者印鑑を押印させることと し、既に実施済である。
[物品費] 領収書の記載内容が 不十分である。	・複数の物品を購入した際、内訳が明記されていないために、業者との不正な取引のおそれがある。	・領収書の他に内訳が記載されたもの(レシート等)を添付させることとし、既に実施済である。

# 4. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生要因	要因の補足	不正防止計画
研究者・事務職員と もに、公的研究費に 対する理解が希薄で ある。	・公的研究費の使用に関する 理解度、及びその適正な使 用に対する取組みへの理解 度が希薄であることから、 不正の要因となる。	<ul><li>・予算執行状況を常に把握できる体制は構築 してあり、必要な場合にはその都度、指 導を行うこととしている。</li><li>・年2回不正防止計画推進部署に予算執行 状況を報告する。</li></ul>
		・研究者と事務職員の理解度の向上のため、 教職員の公的研究費行動規範を定め、ホ ームページ上で公開する。

#### 5. モニタリングの在り方

不正発生要因	要因の補足	不正防止計画
日常的なチェック体制や内部監査が機能していない。	・体制が整っていても、監査が形骸化されている状況では、研究者・管理者双方の適切な運営・管理への緊張感が薄れ、不正の要因となる。	<ul> <li>・公認会計士を交え、研究費の適切な運営・管理及び防止体制の徹底をはかる。</li> <li>・監査体制及び不正防止計画が適正なものかどうかを内部監査で年1回チェックした上で、必要とあれば、見直す。</li> <li>・モニタリング結果を最高管理責任者(学長)に報告、問題が生じた場合、最高管理責任者の指揮の下に改善策を検討し、具体的措置を執る。</li> <li>・内部監査部門を強化するため、高い専門性を備え、機関の運営を全体的な視点から考察できる人材を配置することやの認会計士等の外部有識者を加えて内部監査を実施する。</li> <li>・予算執行を無作為に抽出し、伝票等のチェックを行う。その際、不正が発生するリスクについては重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めた監査も行う。</li> <li>・不正を発生させる要因を明確にするため、機関全体の状況を体系的に整理し、評価する。</li> <li>・把握された不正発生要因に応じて、監査計画を立案し、随時見直す。</li> <li>・不正が出た場合の監査報告については、コンプライアンス教育の一環として、機関内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する。</li> </ul>

#### 6. 公益通報者保護制度の確立

不正発生要因	要因の補足	不正防止計画
不正を知っても 内部通報しない。	・不正を知った者が通報する ことにより解雇等の不利 益な取扱いを受けること を恐れ通報しない。	・内部通報した者に対する不利益を禁じた 公益通報者保護制度に関する規則を制定 し、体制(通報・相談窓口)を整備する。

#### **※**1

#### (ア) 告発等の取扱い

告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性 を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。ま た、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

#### (イ)調査委員会の設置及び調査

調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査を実施する。調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。第三者の調査委員を入れる場合は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しないものとする。

#### (ウ)調査中における一時的執行停止

被告発者が所属する研究機関は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者 に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。

#### (エ) 認定

調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使 用の相当額等について認定する。

#### (オ) 配分機関への報告及び調査への協力等

- 1)機関は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議する。
- 2) 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
- 3) また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- 4) 上記のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
- 5) また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。
- 6) 懲戒については、就業規則第9章懲戒による。

#### 特殊な役務に関する検収について

特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)についても検収対象とし、原則として、有形の成果物がある場合には、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックする。また、成果物がない機器の保守・点検などの場合は、検収担当者が立会い等による現場確認を行う。

# 5. 研究費の種類および担当窓口

# (1) 研究費の種類

# ●公的資金(公的資金に準じた管理を行う経費含む)

① 科学研究費助成事業(科研費)	文部科学省及び(独)日本学術振興会から
	配分される公的研究資金
② 学術研究振興資金	日本私立学校振興・共済事業団から
	配分される公的研究資金
③ 各種民間助成金	民間団体等から配分される研究資金
O HIEMMANATE	※団体により使用ルールが異なる

#### - 学内研究費

4	<b>教員研究費</b> 【年間 302,000 円】	専任教員の個人研究を助成するための予算 ※1、※2
個人研究費	研究・研修費	「研究図書費」として支給(課税対象)されるも
	(研究図書費)	のであるが、年度初めに行う希望調査に基づき
	【年間 416,000 円】	「研究・研修費」として予算化されたもの。教員
		研究費と同様に扱う。
		<b>%1、%2</b>
		地域連携研究センターの取組の一環として、市民
⑤ 社会連携研	究プロジェクト費	育成と地域社会の自立的発展に貢献することを
		目的としたプロジェクトを助成するための予算
		科研費応募の結果不採択となった科研費研究課
⑥ 科研費申請	支援事業費	題のうち、所定の要件を満たすものについて、当
		該研究を支援するための予算

- ※1 学部学科運営・授業に関わる支出は不可(指導運営費→教学支援室)
- ※2 特別専任及び勤務選択制の教員は持ちコマ数に応じて金額が異なる

#### ① 科学研究費助成事業(科研費)

科研費は、人文・社会科学から自然科学まですべての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」(大学等の研究者の自由な発想に基づく研究)を対象とした唯一の「競争的資金」です。交付業務は文部科学省および日本学術振興会が行っています。

予算執行は文部科学省および学振機関使用ルールの定めによりますが、それ以外は各研究機関(和光大学)で定められた規程等に基づき、直接経費を執行・管理することになっています。直接経費とは、物品費・旅費・謝金等・その他の4費目。また、科研費での物品購入については、検品体制を明確にしています。購入物品は、そのレシートあるいは領収書とともに必ず学術振興係で検品します。

補助対象となる研究種目およびその他詳細は、公募時に応募有資格者に配付する「科学研究費補助金申請の手引」を参照してください。また、文部科学省公表の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」もホームページ等で確認をお願いします。

#### ② 学術研究振興資金

私立大学等における学術研究のための設備の取得費・維持費、その他学術研究に要する経費を対象として、日本私立学校振興・共済事業団から交付されるものです。事業団の審査の結果、助成が得られた場合は、事業団の決定した助成額と同額の助成金を本学においても支出します。助成が得られなかった場合は、本学においても支出しません。助成金の執行については、和光大学研究費取扱規程に則り執行します。

#### ③ 各種民間助成金

民間の団体から研究費助成を受けた場合、和光大学で支出管理をすることができます。団体により使用ルールは異なりますが、原則として和光大学研究費取扱 規程に則り執行します。

#### ④ 個人研究費

個人研究費は1年間に¥718,000 が支給され、大きく次の2種類から成っています。

#### 教員研究費(年間¥302,000-)

教員研究費は専任教員の個人研究を助成するために支給される予算であり、 大学予算として管理をします。そのため、学部学科の運営や授業に関わる支出 はできません。特別専任および勤務選択制の教員は、持ちコマ数に応じて金額 が異なります。

#### 研究・研修費(研究図書費)(年間¥416,000-)

「研究図書費」として5月・10月の2回に分けて支給される人件費を、年度始めに行う希望調査に基づき「研究・研修費」として予算化したものです。教員研究費と同様に経費として処理されます。特別専任および勤務選択制の教員は、持ちコマ数に応じて金額が異なります。

 $(6 \exists \forall : \$208,000, 3 \exists \forall : \$124,800)$ 

なお、「研究図書費」のうち「研究・研修費」に振り替えなかった分は所得として支給されますが、課税対象となります。また、「研究・研修費」の残額は年度末に所得として処理され、課税後、3月20日前後に支給されます(このため例年、研究・研修費の使用は2月上旬で終了となります)。

#### ⑤ 社会連携研究プロジェクト費

社会連携研究プロジェクトは、地域連携研究センターの取組の一環として、自由な研究と学習の共同体を地域に広げ、市民育成と地域社会の自立的発展に貢献することを目的としています。

和光大学研究費取扱規程に則り執行します。

#### ⑥ 科研費申請支援事業費

文部科学省の科学研究費助成事業に応募して不採択となった研究課題のうち所定の要件を満たすものについて、当該研究費を科研費間接経費により支援し、学内の研究活動を奨励することによって、本学の研究力強化に寄与させることを目的としています。支援費は1件につき15万円以内とし、科研費申請支援事業実施要領に則り執行します。

#### 上記研究費は、すべて

会計検査院や国税庁、監査法人の検査・監査対象となります。

# (2) 担当窓口

### ●企画室 学術振興係

科研費

学術研究 振興資金 その他各種 民間助成

個人研究費

科研費申請 支援事業費

### ●企画室 企画係

社会連携研究 プロジェクト費

地域連携 関連寄付等

# 6. 研究費の使用に関する共通事項

研究費使用にあたっては、経理上、本学規則等に則った善良なる注意義務および発注に係る説明責任が生じます。不要不急の調達は避け、社会通念上必要とされる範囲での調達をお願いします。

### (1) 支払方法(立替払い・振込払い)

さい。

支払方法:原則として立替払/振込払 証憑として提出していただくもの:レシート、請求書 長期休暇期間等を除き、支払証憑が発行された日から原則30日以内にご提出くだ

#### 証憑についての注意事項

#### 領収書

- ① 宛名は「和光大学」又は教員名(フルネーム)としてください。
- ② 業者名、日付、購入品名、単価、数量、合計金額等が明記されているもの。
- ③ レシートに購入品の明細が記載されている場合は、レシートを提出する。
- ④ 支払い明細が記載されていない領収書は、納品書があれば添付する。 納品書がない場合は、購入店舗に対し「但し書」に明細の記入および担当者の 押印を依頼する。
  - 書籍代の但し書きは「書籍代として」だけではなく書籍名も必要。 領収書に書籍名の記載がない場合は記入すること(複数冊ある場合は○○《書 籍名》他○冊という表記でもよい)。
- ⑤ 家電量販店等のポイントが加算される領収書の明細部分は切り離さず提出する。
  - 領収書に保証書などが記載されている場合は切断する前の領収書を複写し、切断した領収書と併せて提出する。
- ⑥ 手土産を購入した場合は、レシート・領収書の裏面(または別紙)に、渡した 方の氏名および所属機関名、渡した年月日を記入する。
- ⑦ 学外で飲食された場合は、レシート・領収書の裏面(または別紙)に、参加した者の氏名(学外の方の場合は、所属機関名も併記)を全員分記入する。
- ⑧ インターネット購入で領収書内に明細が無い場合は、発注画面やメール受信記録等を併せて提出する。
- ⑨ 海外でのレシートを提出する際は日付の記載があるかどうかを必ず確認する。 また、日本語による明細のメモを添付する。

- ⑩ Amazon での物品購入は、web 発行の領収書を提出する(代引きの場合を除く)。
- ① ATM の利用明細を提出する際は、必ず支払先名や請求額や請求内容の分かる資料(請求書等)を添付する。手書きのメモの添付は不可。
- ② 郵便局の払込取扱票を提出する際、「口座番号」「金額」「加入者名」「会費等請求内容の記載」が全て印字されているか確認し、印字されていなければ、記入した上で、必ず支払先名や請求額や請求内容の分かる資料(請求書等)を添付する。手書きのメモの添付は不可。

#### 請求書

- ① 日付と社印がないものは無効。
- ② 大学から振込先に直接振り込む場合、振込依頼人名が(ワコウガクエン)となり、教員の個人名は入らない。

#### クレジットカード使用について

- ① クレジットカードおよび引き落とし口座が本人名義のものであること。
- ② 支払方法は1回払いに限ることとし、分割払いは認めない。
- ③ 精算の際は、購入先が発行する領収書を添付する。領収書記載の必要事項は前項と同様。
- ④ インターネットで購入した場合のように、注文日と納品日(領収書発行日)が 異なる際には、領収書の日付をもとに精算する。 そのため、領収書の日付が購入した年度を超えた場合は、支出できない。 クレジットカードの使用日、引き落とし日ともに年度内でなければならない。
- ⑤ 領収書が発行されない場合には、購入したものが分かる明細書ならびにクレジットカード会社発行の利用明細(コピー可)を添付する。
  - クレジットカード会社発行の利用明細のみで精算することはできない。
- ⑥ クレジットカード明細は、名義人の氏名が記載されている部分を含める。 該当支出以外の部分は黒塗り等をしてもよい。
- ② 上記⑤の場合、引落日以降の研究費支出となるため、研究・研修費の支出〆に 留意する(3月に引き落としの場合、研究・研修費からの支出不可)。
- ⑧ 科研費については、
  - i購入物の発注・納品が年度内に完了すること
  - ii 年度内にその購入物を1回以上使用すること
  - iii実績報告提出時までに引き落としが完了していること
  - が満たされていれば、支出できる。科研費基金分についてはこの限りではない。

#### (2) 予算の繰越

個人研究費は繰越できません。科研費に関しては、文部科学省および学振機関使用 ルールに定められた繰越の要件に合致した場合のみ認められます。

### (3) ポイントの使用等について

家電量販店などのポイントや航空機のマイレージは、公的研究費を使用した研究者 個人の収入とみなされるため貯めることはできません。

誤ってポイントを加算・利用してしまった場合は、ポイント利用相当額(支払に使用したポイント、貯めたポイント)を合計金額から差し引いて精算します。レシートは加算ポイント表示部分を切り取らない状態で提出してください。

また、個人で貯めたポイントを公的研究費による物品購入に充てることは差し支えありませんが、ポイント使用分については研究費による精算対象外となります。

Suica、PASMO、Edy、nanaco、WAON などの使用用途が多岐に渡る電子マネーや前払い式プリペイドカード、Amazon ギフト券、および PayPay、楽天 Pay などのスマホ決済については、研究費で物品購入する場合は使用できません。(物品を購入した際にポイントの取得および利用が可能となるため)

ただし、クレジットカードは例外的に使用を認めます。クレジットカードのポイントは、殆どの場合、カードを利用すると自動的に付与され拒否することはできません。また、1ポイント=1円と明確な換算のできないものもあるため、そのような場合においては、ポイントを考慮せず事務手続きをするものとします。

また、図書カード、商品券等の金券を公的研究費による物品購入に充てることは差し支えありませんが、使用分については研究費による精算対象外となります。

# (5) その他注意事項

- ・公費による私的な物品購入は認められません。私的な物品を公費で購入された場合は不正使用とみなされるので、申請される前に私的な領収書などが含まれていないか必ず再度確認してください。領収書等に不備がある場合、精算せずに返却することがあります。
- ・使用目的の判別が困難な場合には研究との関連をお伺いさせていただくことがあり \*\*\*
- ・やむを得ず「仮払い」が必要な場合は取扱窓口に相談してください。年度末の支払い、精算についても各取扱窓口に確認をお願いします。(内容によってはご希望に添えないこともあります。)
- ・科研費基金分を除き、納品が年度内に完了しない場合の物品購入は認められません。

# 7. 研究費の費目別使途範囲

以下に記載する研究費の費目別使途範囲はいずれも<u>教員の研究に関わる支出</u>が対象となります。ただし、特定の費目が予算化されていても研究に関わる内容でなければ支出対象となりません。また、監査法人(公認会計士)による監査の結果、研究費として認定されず課税対象となったものについての税額は本人の負担となります。

### 研究費の費目別使途範囲

- (1) 備品/準備品(消耗品費)
- (2) 消耗品費
- (3) 旅費交通費
- (4) 印刷製本費
- (5) 通信運搬費
- (6) 支払修繕費
- (7) 賃借料
- (8) 諸会費
- (9) 支払手数料
- (10) 支払報酬
- (11) 賃金
- (12) 業務委託費
- (13) 涉外費
- (14) 入場料
- (15) 会合費

# (1) 備品/準備品

#### 1. 備品

耐用年数1年以上かつ1個または1組の単価が税込100,000円以上の物品。

#### 必要書類:

希望する備品の品名、型番および金額のわかるカタログなど

① 大学が発注します。事務局を通じて<mark>事前に</mark>備品購入依頼が必要。 購入希望品を担当窓口にお知らせください。

立替購入は認めていません。(事情がある場合は事前に必ずご相談ください。)

- ② 大学の固定資産として財産登録が必要となるため、詳細な購入理由を提示してください。
- ③ あらかじめ大学から各研究室に設置されている備品(デスク、イス等)や研究室の環境整備に使用するものを購入することはできません。
- ④ 私費との折半は不可。
- ⑤ 中古の購入は原則不可ですが、PC 等の情報機器以外の物品はご相談ください。
- ⑥ 管理上、自宅に設置はできません。
- ⑦ <u>購入受付〆切直前に大量購入</u>するなど、本来の研究から外れるとみなされる使用は 避けてください。研究計画に応じて計画的に購入するようお願いします。
- ⑧ 納品のタイミングによっては研究費での購入ができない場合もあります。
- ⑨ 備品は大学に帰属されますが、保管場所は教員研究室等とし、教員が日常的な管理を行うこととします。ただし、定期的に備品現品調査(棚卸し)を行います。退職の際は、外部資金で取得した場合は無償譲渡、内部資金で取得した場合、備品は返還(買取対象)、準備品は返還(買取不可)となります。

#### 2. 準備品(消耗品費)

1個または1組の単価が税込 10,000 円~99,999 円の物品。

#### 必要書類:

希望する備品の品名、型番および金額のわかるカタログなど

原則として、事務を通じて備品購入依頼が必要。 これ以外の場合は事務担当者にご相談ください。備品の①~⑨は共通です。

# (2) 消耗品費

研究に必要な物品を購入するための支出 消耗品費の例:

研究用図書/学術雑誌/電子書籍/PC用消耗品/PCソフトウエア 新聞雑誌購読料(但し、日経、朝日、産経、読売、毎日、東京等の一般紙は 除く。) その他研究遂行に直接必要とされる物品

#### 必要書類:

内訳のわかる領収書・レシートまたは請求書 (領収書は明細の記載があるもの)

- ① 購読料は基本的に当年度分のみ支出できます。
- ② 書籍購入の領収書に書籍名の記載がない場合は記入してください。

# (3) 旅費交通費

研究のための海外・国内出張に関わる支出

(学会参加、資料収集、研究打ち合わせおよび研究の成果発表等)

和光学園旅費規程および海外出張に関する内規または国内旅費の取扱内規によります。

#### 必要書類:

(1) 出張手続きに関する書類

出張伺(事前提出)

(2) 旅費の支出に関する書類

内訳のわかる領収書・レシート・半券または請求書 特急券利用の場合は領収書が必要 (乗車区間の記載がないものはメモ書きしてください)

(3) 必要に応じ提出する書類

出張報告書(科研費のみ) 収集資料リストや学会プログラム等の出張概要がわかる資料 日程表 等

① 出張伺に出張先・目的を具体的に記載してください。

(例:「資料収集」で出張する場合は、収集する資料名等をリスト化)

※事後申請は認められませんので<mark>事前に申請</mark>してください。

- ② 学会等での出張は、証憑として学会のチラシ・案内・招聘書等を提出してください。
- ③ 日当だけを申請する場合は日程表を必ず提出してください。なお、海外出張の場合は滞在国・地域により日当額が異なるため、滞在地の明記がある領収書等を参考資料として添えてください。
- ④ 自己都合(病気を含む)により発生したキャンセル料・変更手数料は支出できません。
- ⑤ 研究活動のない前泊や後泊の分の日当は支出できません。
- ⑥ 学外者への日当は支出できません。
- ⑦ 私有車での出張は原則認められません。
- ⑧ タクシーの利用は原則不可ですが、公共交通機関が利用不可能な場合等はご相談く ださい。
- ⑨ 科研費で出張の場合は、出張後すみやかに出張報告書を提出してください。

### (4) 印刷製本費

#### 売買目的でない製本費

博士論文の製本化、論文抜き刷り等

#### 必要書類:

内訳のわかる領収書・レシートまたは請求書 完成品の表紙と目次のコピー

教材 (卒論含む) の製本費は支出できません。

# (5) 通信運搬費

研究資材等の送付、アンケート調査等にかかる切手代、葉書代、宅配便代

#### 必要書類:

内訳のわかる領収書・レシートまたは請求書 20 枚(件)以上の場合は宛先一覧添付

① 切手・葉書を20枚以上購入する場合は、送り先の氏名および所属機関名の一覧をレシートと一緒に提出してください。

20 枚以下でも、ストックを目的とした切手・葉書の購入はできません。

# (6) 支払修繕費

### 研究費で購入した備品・準備品の修理代

#### 必要書類:

物品名および備品番号

備品の場合は、大学に財産登録されていないものは対象になりません。

# (7) 賃借料

#### 物品の賃借代・会場使用料

#### 必要書類:

内訳のわかる領収書・レシートまたは請求書

出張先でのレンタカー使用は、出張伺による事前申請が必要です。

# (8) 諸会費

#### 学会年会費および登録料

#### 必要書類:

該当年度(期間)のわかる領収書・レシートまたは請求書 ※学会年会費の払込票に手書き部分がある場合は根拠資料が必要

- ① 原則として当年度分のみ支出できます。
- ② 前年度中に翌年度の会費の支払を要する場合は支出可能です。
- ③ 過年度分は支出できません。年度をまたぐ会費の場合はご相談ください。

# (9) 支払手数料

# 各種手数料および大会参加費 学会開催時の懇親会費(個人研究費のみ支出可能)

#### 必要書類:

内訳のわかる領収書・レシートまたは請求書

学会参加に伴う懇親会やレセプション費用は、個人研究費のみ支出可能です。

### (10) 支払報酬

他機関の講師に対する謝礼金 専門的知識の供与などに対する謝金(翻訳料、校閲料、撮影料等) 専門的な知見を個人的に教示してもらう対価 等

#### 必要書類:

支払報酬申請書

(報酬受領者の氏名は「戸籍名」を記入)を事前に提出

- ① 他機関の講師に対する謝礼金 上限は、原則1コマ(90分)あたり15,000円(源泉所得税含む)です。
- ② 専門的知識の供与などに対する謝金 (翻訳料、校閲料、撮影料等)
- ③ 専門的な知見を個人的に教示してもらう対価として研究費を執行することは可能です。申請の際に研究との関係性を具体的に提示してください。
  - (①②③いずれも大学から直接 報酬を振り込みます。教員に よる立替はできません。)
- ④ 業務を行う前に、必ず支払報酬申請書を提出してください。

業務後の提出は不可。

⑤ 支払報酬は、原則として専門 的知識を有する大学院生以 上を対象としています。 学部生への支払いはできま せん。

	支払報酬申請書	
	年 月	H
	申請者	印
下記のとおり	申請しますので、ご承認くださるようお願いいたします。	
	記	
氏 名		
	Ī	-
住 所		
依頼日	年 月 日( ) ~	$\overline{}$
(依頼期間)	年 月 日()	
ar an mar		
勤務場所		
謝礼対象	□講演 □翻訳 □通訳 □校正・査読 □知識の教授、指導	
内容	□その他( )	
研究テーマ、		
企画等		
謝礼額	н	
予算事業名		
申請理由**		$\dashv$
※なぜその方に依		
質するのかが分か		
ちように、研究テ		
-マや企画内容と		
の関係性を含めて 具体的に記入して		
ドさい		
	て、本申請書には通称名で記入。但し、支出伝票起票時の延憑として学外者は戸籍名を追記・	i z
	(大平甲請書には通称名で記入。但し、文田伝素起素号の起源として子外名は戸籍名を追記 教員、非常勤謀師、学生)は通称名のままで可。	, 00
	等の内容がわかる資料がありましたら、添付の上、本用紙をご提出下さい。	
決裁欄		
八好用用		

# (11) 賃金

#### 研究補助目的のアルバイト

#### 必要書類:

(1) 事前提出の書類

アルバイト雇用申請書

アルバイト登録票

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

(※本学を主たる勤務先とする場合)

(2) 勤務後提出の書類

賃金明細表

- ① 大学から本人へ直接支払います。教員による立替はできません。 事前に必ずアルバイト雇用申請書を提出してください。
- ② アルバイト雇用は、雇用した先生自らの管理監督責任のもと行ってください。 雇用場所は学内および宿泊を伴わない学外とし、国外は不可。
- ③ 日帰りのみ学外でのアルバイト雇用が可能。 学外でのアルバイト雇用がある場合は、事前に事務担当者と確認をしてください。
- ④ アルバイターは、各室設置の出勤簿に押印をすること。
- ⑤ 勤務は前月16日から当月15日までの分を、当月末日にお支払いします。

#### ■アルバイト雇用の原則について

アルバイトなどの短時間労働者は、学内において、専任教職員の管理監督のもと補助的業務を担うことを想定して雇われているものです。専任教職員の所定労働時間を超えるような長時間の労働が無いようにして下さい。また、専任教職員の管理監督下にない場合、雇用は認められません。就労中に万が一事故等が発生した場合に、雇い主としての責任を果たせず、労災面においても問題が生じることにつながりかねません。(※アルバイターの方も労災の対象となります。)

#### ■和光大学労働条件通知書について

2019 年度から全アルバイターに【和光大学労働条件通知書】(以下、【労働条件通知書】)を作成し、雇用部署の担当事務から本人にお渡ししています。

# (12) 業務委託費

### 文献の翻訳、デザイン委託等

#### 必要書類:

内訳のわかる領収書・レシートまたは請求書

- ① 本学宛に費用請求が発生するもの。
- ② 相手先が個人事業主の場合は事前にご相談ください。
- ③ 個展への出品に伴う搬送委託料は支出できません。

# (13) 涉外費

ヒアリングのための訪問・研究調査協力先等への手土産代 専任教員・非常勤講師以外の外部講師の旅費(日当は除く)

#### 必要書類:

- ①手土産代…内訳のわかる領収書・レシートまたは請求書
- ②外部講師旅費…
- (1) 出張手続きに関する書類 出張伺(事前提出):本学様式を用い、外部講師の氏名で作成 銀行振込依頼書
- (2) 旅費の支出に関する書類
  内訳のわかる領収書・レシート・半券または請求書
  特急券利用の場合は領収書が必要
  (乗車区間の記載がないものはメモ書きしてください)
- (3) 必要に応じ提出する書類 収集資料リストや学会プログラム等の出張概要がわかる資料 日程表 等
- ① ヒアリング等訪問先への手土産代 手土産代は3,000 円程度を目安とする。 レシートの裏に渡した日付と相手の氏名、所属機関名を記入してください。 ※科研費での支出はできません。
- ② 専任教員・非常勤講師以外の外部講師の旅費(日当は除く) ただし、科研費および社会連携研究プロジェクト予算のみ支出可能。 精算は本人口座へ大学から直接振込します。
- ③ 祝金、寄付を目的とした支出はできません。

# (14) 入場料

#### 美術館・博物館等への入場料およびチケット代

#### 必要書類:

金額と日付のわかる半券または領収書

# (15) 会合費

研究会時の食事代(飲酒代を除く) ただし、科研費(研究者本人分は支出不可)および 社会連携研究プロジェクト(シンポジウム及び催し物)予算のみ支出可能

#### 必要書類:

内訳のわかる領収書・レシートまたは請求書 (参加者名および各所属先を裏面に全員分記入)

- ① 年1~2回を限度として開催される会合については1人あたり 4,000 円を上限とします。
- ② レシートの裏に参加者名および各所属先を全員分記入してください。



# ↑ 支出できない経費の例

内容	例
公用と私用の区別が つきにくいもの	万年筆などの高額な文具、個人用名刺、印鑑、個人名入りの封筒・用箋等、手帳、研究目的以外のCD等音楽ソフト及びDVD、クリスマスカード用切手等儀礼的なもの、テレビ視聴料及び各種回線使用料、新聞(一般紙)、衛星放送アンテナ、電池・海外用変圧器等日常生活においても広く使用されうるもの、コインロッカー使用料、ランドリー使用料、パスポート申請料および更新料、スマホ・携帯関連等
研究室の環境整備 などに使用するもの 学生の教育・指導に使 用するもの	扇風機、ストーブ、電気スタンド、冷蔵庫、机等什器類、カレンダー、ポット、電話機、時計、空気清浄機、これらの付属消耗品、研究室備え付けの机・ロッカー等のカギ交換代、電球 等 ゼミ合宿等費用、ゼミ等授業の教材、学生配布を目的とした製本代等
語学習得・資格取得の ための費用	各種学校授業料、各種資格取得のための申請料 等 (研究上必要な資格取得後の登録料・更新料についてはご相 談ください。)
その他	社会通念上、研究者自ら備えておくべき物品 第三者から見て個人的な趣味を強く反映していると思われる物品 インターネット等のオークションで購入した物品 個展に係る一切の費用 等

研究使用のため上記のような物品の購入を希望されている場合には、事前に担当部署に ご相談の上、購入理由書(総務企画部長宛 様式自由)に、購入したい物品と研究内容 との関連性をわかりやすくかつ具体的にお書きください。

購入が妥当と認められた場合は、支出することができます。

# 8. Q&A

#### 個人研究費について

- Q1 個人研究費について、適用除外期間はあるか。
- Q2 個人研究費の残高を確認したい時はどうすればよいか。

#### 科研費について

Q3 科研費の支出は、個人研究費の支出と違いはないのか。

#### 研究費支出について

- Q4 【備品】研究費で購入した備品・準備品を学外へ持ち出し、長期使用および 設置等することができるか。
- Q5 【消耗品費】レシートはあるが、購入物の明細が記されていない。
- Q6 【消耗品費】個人から物品を購入した場合、どのように処理をすればよいか。
- Q7 【消耗品費】執筆した書籍を「個人研究費」や「科研費」などで買い取ることはできるか。
- Q8 【旅費交通費】遠方開催や早朝・深夜にかかる学会等での前泊・後泊はどの ように処理すればよいか。
- Q9 【旅費交通費】出張旅費精算額について、実際に支払った額と相違がある。
- Q10 【支払報酬】外部講師が経財係窓口まで報酬の受け取りに来られないときは どうすればよいか。
- Q11 【賃金】アルバイト賃金の支払方法について知りたい。
- Q12 【支払報酬/業務委託費】個人または法人格を有しない団体への支払の際に 留意することはあるか。
- Q13 【会合費】会合費の支出が可能となるものにはどのようなものがあるか。
- Q14 【通信運搬費その他】個展に係わる費用を研究費から支出することはできるか。

#### 合算使用について

- Q15 複数の研究費を合算使用できるか。
- Q16 国際学会等参加旅費助成に申請している。研究費との併用はできるか。
- Q17 学術図書刊行助成費と、「個人研究費」や「科研費」などを併用できるか。

#### 次年度に係わる支出

- Q18 次年度に必要なものを当該年度の予算で購入することは可能か。
- Q19 次年度開催される学会に参加するための旅費や学会参加費を当該年度中に支払 わなければならない場合、どうすればよいか。
- Q20 複数年にまたがったライセンス等の契約は可能か。

#### 個人研究費について

Q1 個人研究費について、適用除外 期間はあるか。

#### サバティカルおよび産前産後休暇

教員研究費、研究研修費共に全額執行できます。

#### 育児休業・介護休業

教員研究費:休業期間<mark>外</mark>の勤務期間に全額執行できますが、休業期間中は執行できません。(休業期間内の物品購入費も精算しません)

特例として、継続雑誌、継続学会費は休業期間中も執行できます。

研究研修費:休業期間は支給されません。休業期間以外の年間執行額は勤務月数(※)に応じて支給されます。育児休業前に研究図書費として受取りをされた場合、後日返金していただくことがあります。

#### 休職

教員研究費:休職期間<mark>外</mark>の勤務期間に全額執行できますが、休職期間中は執行できません。(休職期間内の物品購入費も精算しません)

特例として、継続雑誌、継続学会費は休職期間中も執行できます。

研究研修費:休職期間は支給されません。休職期間以外の年間執行額は勤務月数(※)に応じて支給されます。

%「勤務月数」は1  $_{r}$ 月のうち1日でも勤務した日があれば、1  $_{r}$ 月勤務したものとみなされます。

Q2 個人研究費の残高を確認した い時はどうすればよいか。

企画室学術振興係にお問い合わせください。 年2回、残高のお知らせを配付予定です。 (6月・10月頃)

科研費について		
Q3	科研費の支出は、個人研究費の 支出と違いはないのか。	科研費の支出方法には、文科省と学術振興会により 一定の支出ルールが定められています。定められて いるもの以外については学内の規程に準じます。
支出について		
Q4	【備品】研究費で購入した備品・準備品を学外へ持ち出し、 長期使用および設置等することができるか。	研究費で購入された備品等は大学の資産ですので、 サバティカル期間を除き、長期間学外へ持ち出すこ とはできません。
Q5	【消耗品費】 レシートはあるが、購入物の明細が記されていない。	レシートによっては12桁の商品コードが記されている場合があります。検索エンジンで商品コードを検索すれば商品名が分かる場合もありますので、その際は検索した商品名をレシートに記入してください。記入が無い場合は、担当部署で調べさせていただきます。
Q6	【消耗品費】個人から物品を購入した場合、どのように処理を すればよいか。	物品販売をされた方から、書籍名など具体的に購入 したものが記載された領収書を受け取ってくださ い。なお、相手先の電話番号や住所などの記載もお 願いすることもあります。
Q7	【消耗品費】執筆した書籍を 「個人研究費」や「科研費」など で買い取ることはできるか。	単著・共著を問わず、個人研究費や科研費での買い 取り(購入)は認められておりません。
Q8	【旅費交通費】 遠方開催や早朝・深夜にかかる学会等での前泊・後泊はどのように処理すればよいか。	学会等での前泊・後泊は日当の支給対象外ですが、 その日に研究活動があれば日当の支出が可能です。 出張伺にその旨を記載してください。
Q9	【旅費交通費】出張旅費精算額 について、実際に支払った額と 相違がある。	規程に基づき算出するため、実際にかかった交通費 と精算額が相違する場合があります。
Q10	【支払報酬】外部講師への報酬 の支払いはどのように処理す ればよいか。	本人の口座に振り込みますので、振込口座情報のご 提出をお願いします。法令により、第三者(先生) への支払は認められておりませんのでご注意くだ さい。
Q11	【賃金】アルバイト賃金の支払 方法について知りたい。	本人口座への銀行振込による支給です。
Q12	【業務委託費】個人または法人 格を有しない団体へ業務委託	業務内容により、源泉徴収税が発生する場合としない場合があります。

	する際に留意することはあるか。	詳細は各研究費取扱い窓口におたずねください。
Q13	【会合費】 会合費の支出が可能となるものにはどのようなものがあるか。	各プロジェクト遂行のために必要な、外部講師との 会合や打ち合わせ等の場合に支出できます。学内者 のみによる会合や、忘年会、歓送迎会等への支出は 認められません。研究費ごとに会合費の取り扱いが 異なるため、不明な点は各研究費取扱い窓口までご 相談ください。
Q14	【通信運搬費その他】個展に係 わる費用 (搬送料等)を研究費 から支出することはできるか。	個展に係わる支出はいかなる理由でも認められません。研究作品等を作る材料の費用は、基本的に支出可能です。 また、コンペに係わる費用は支出可能です。
研究	費の合算使用について	
Q15	複数の研究費を合算使用できるか。	各研究費によって、各取り扱い要項に準じることに なります。担当部署にご相談ください。
Q16	国際学会等参加旅費助成に申 請している。研究費との併用は できるか。	できません。ただし、学会開催期間を除きその前後の日当・宿泊費(交通費は除く)は支出可能です。
Q17	学術図書刊行助成費と、「個人研究費」や「科研費」などを併用できるか。	学術図書刊行助成費と、個人研究費や科研費を併用 することはできません。また、刊行した書籍を、個 人研究費や科研費で買い取ることはできません。 (参考) Q7
次年	<b>要に係わる支出</b>	
Q18	次年度に必要なものを当該年 度の予算で購入することは可 能か。	購入できません。
Q19	次年度開催される学会に参加 するための旅費や学会参加費 を当該年度中に支払わなけれ ばならない場合、どうすればよ いか。	旅費や学会参加費等については一旦立替えていただいたうえで、次年度予算で精算できる場合があります。
Q20	複数年にまたがったライセン ス等の契約は可能か。	科研費基金分(補助事業期間内に限る)を除き、翌年度以降複数年にまたがる期間を対象とするソフトウェア等のライセンス使用料等は、当該年度分以外の支払いはできません。

